

# 令和5年度水質検査計画

## 水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 検査地点
5. 検査項目と検査頻度
6. 検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

藍住町上下水道課

## 1. 基本方針

藍住町では、町民の皆様に水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給するため、水質検査計画を策定しています。次の方針により計画的な水質検査を行い、適正な水質管理に努めます。

- (1) 検査対象は、水道法で義務付けられている水源（原水）の水と、給水栓（蛇口）の水とします。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目とします。
- (3) 過去の状況及び水道規模等を考慮し、合理的な検査回数及び箇所数を設定します。
- (4) 臨時に行う水質検査の要件及び実施方法等を定めます。
- (5) 検査結果を利用者に公表し、必要に応じて検査計画を見直します。

## 2. 水道事業の概要

藍住町上下水道課が管理している上水道施設の概要は次のとおりです。

### (1) 給水状況

| 項 目       | 令和4年3月末現在               |
|-----------|-------------------------|
| 給水人口（人）   | 35,270（人）               |
| 給水戸数      | 12,066（戸）               |
| 普及率       | 99.5（%）                 |
| 1日最大給水量   | 15,016（m <sup>3</sup> ） |
| 1日平均給水量   | 13,859（m <sup>3</sup> ） |
| 1人1日平均給水量 | 392（L）                  |

## (2) 浄水施設の概要

|       |              |              |
|-------|--------------|--------------|
| 水道名   | 藍住町浄水場       | 藍住町浄水場       |
| 水源名   | 第1浄水場        | 第2浄水場        |
| 水源種類  | 地下水（吉野川水系）   | 地下水（吉野川水系）   |
| 取水井戸  | 5箇所（深井戸）     | 5箇所（深井戸）     |
| 浄水処理  | 消毒のみ         | 消毒のみ         |
| 滅菌設備  | 次亜塩素酸ナトリウム注入 | 次亜塩素酸ナトリウム注入 |
| 配水ポンプ | 4台           | 4台           |

## 3. 原水及び浄水の水質状況

藍住町奥野字矢上前の第1浄水場及び第2浄水場の周辺に深井戸が10か所あり、この井戸から取水した地下水（原水）が滅菌（次亜塩素酸ナトリウム）され配水管に送水されて、配水管を通して給水されています。浄水については、水質基準を満たす安全で安定した良質な水です。

## 4. 検査地点

- (1) 水道法に基づく毎日検査は、1日1回各浄水場内の浄水を採取します。
- (2) 月1回の検査、おおむね3か月に1回の検査及び1年に1回の検査については、各浄水場内及び配水管末周辺の浄水を給水栓等で採取します。

## 5. 水質検査項目と検査頻度

### (1) 毎日検査項目

色、濁り、残留塩素について、水道法に基づき1日1回検査を行います。

### (2) 定期検査項目

#### ①月1回の検査項目

水質基準項目のうち、次の9項目について月1回検査を行います。

一般細菌数、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

#### ②おおむね3か月に1回の検査項目

水質基準項目のうち、次の15項目について、おおむね3か月に1回検査を行います。

カドミウム及びその化合物、亜硝酸態窒素、シアン化合物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

#### ③1年に1回の検査項目

浄水においては、水質基準項目51項目について年1回検査を行います。

(表1)

原水においては、水質基準項目37項目について年1回検査を行います。

(表1)

水質管理目標設定項目においては、原水及び浄水について年1回検査を行います。

原水及び浄水の水質管理目標設定項目(農薬類を含む)においては(表2)及び(表3)のとおり検査を行います。

## 6. 検査方法

1日1回行う毎日検査は上下水道課職員が行うこととし、その他については採取及び水質検査、検査結果発行までの業務を水道法第20条第3項で定められた厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。委託機関の選定基準は、次のとおりです。

- (1) 水質検査において、その検査精度と信頼性は極めて重要です。このため日本水道協会はISO9000に準じた水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）を定めています。したがって、その考えを取り入れた体制の検査機関とします。
- (2) 全ての水質基準項目において、自社分析できる検査機関とします。
- (3) 臨時の検査において、迅速な対応がとれる検査機関とします。

## 7. 臨時の水質検査

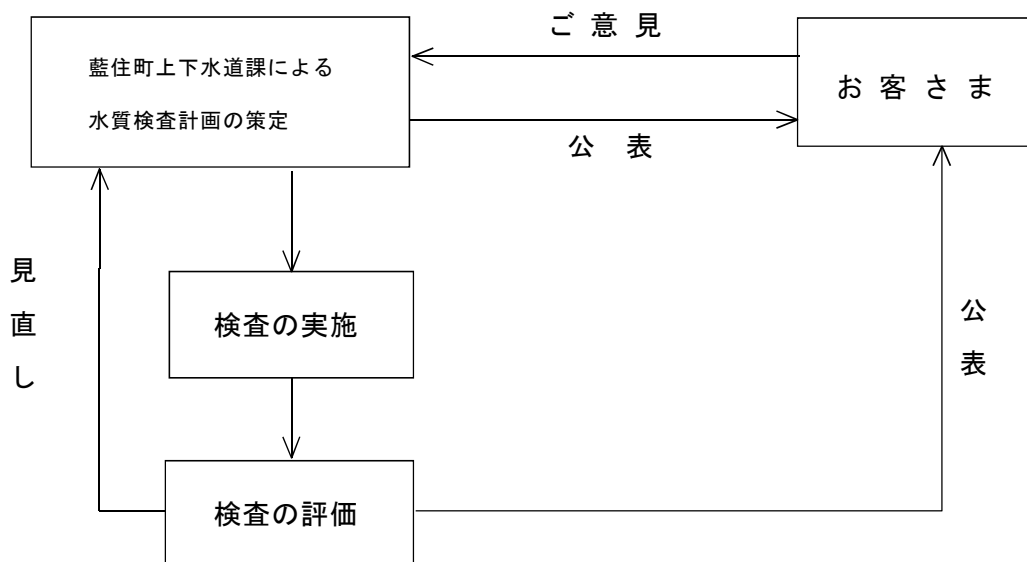
水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。また、臨時の水質検査は、水質異常が終息し給水栓の安全が確認できるまで行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、供給点周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程、配水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や主要な検査結果については、ホームページ等で公表します。

また、お客さまのご意見等を取り入れながら実施する検査項目、検査地点及び検査頻度については、毎年見直しを行うものとしします。(下図参照)



水質検査計画策定の手順